

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(1) 実施が必要な事項

■物流業務の効率化・合理化

① 荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握

荷主事業者は、発荷主事業者としての出荷、着荷主事業者としての入荷に係る荷待ち時間及び荷役作業等（荷積み・荷卸し・附帯業務）にかかる時間を把握する。

この場合、「荷待ち時間」、「附帯業務」の内容については、政府策定の「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）における次の記載を認識して対応する。

※ 荷待ち時間とは、集貨又は配達を行った地点（集貨地点等）における到着日時から出発日時までの時間のうち、業務（荷積み、荷卸し、附帯業務等）及び休憩に係る時間を控除した時間（待機時間）を指す。

※ 附帯業務とは、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務をいう。

② 荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルール

荷主事業者は、荷待ち・荷役作業等にかかる時間を計2時間以内とすべく以下の(2)「実施することが推奨される事項」記載の各項目を中心に各荷主事業者の実情に応じた取組を積極的に行う。その上で、荷待ち・荷役作業等にかかる時間が2時間以内となった、あるいは既に2時間以内となっている荷主事業者は、更なる時間短縮に努める（「2時間」の考え方については「ガイドライン」における下記（※）の記載を認識して対応する）。

また、荷主事業者は、物流事業者が貨物自動車運送事業法等の関係法令及び法令に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮を行う。

※ トラックドライバーの1運行の平均拘束時間のうち、荷待ち、荷役作業等にかかる時間は計約3時間と推計される。これを各荷主事業者の取組によって1時間以上短縮することを基本的な考え方とする。

③ 物流管理統括者の選定

荷主事業者は、物流の適正化・生産性向上の取組を事業者内において総合的

に実施するため、物流業務の実施を統括管理する者（役員等）を選任する。物流管理統括者は、物流の適正化・生産性向上に向けた取組を主導するため、社内及び社外に対して実効性を発揮できる責任ある立場の者として位置付ける。

④ 物流の改善提案と協力

荷主事業者は、物流事業者の行う荷役作業等や発生している荷待ち時間に関する改善点について不断に検討を行う。

このため、取引先の運送業者やその業界、配送先の顧客との情報交換・協議、行政庁に対する必要な働きかけ、荷主事業者の工場がある地区ごとの同業者との情報交換等に積極的に取り組む。

■ 運送契約の適正化

運送契約の適正化については、「ガイドライン」に次の⑤～⑨までのとおり記載されていることを認識の上、真摯にかつ適切に対応する。

⑤ 運送契約の書面化

運送契約は書面又はメール等の電磁的方法を原則とする。

⑥ 荷役作業等に係る対価

荷主事業者は、運転者が行う荷役作業等の料金を支払う者を明確化し、物流事業者に対し、当該荷役作業等に係る適正な料金を対価として支払う。

また、自ら運送契約を行わない荷主事業者においても、取引先から運送契約において定められた荷役作業等を確認し、当該荷役作業が運送契約にないものであった場合も、発・着荷主事業者間で料金を支払う者を明確化し、当該者から取引先又は物流事業者に対して別途対価を支払う。

⑦ 運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則としなければならない。

⑧ 燃料サーチャージの導入・燃料費等の上昇分の価格への反映

物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合及び燃料費等の上昇分や高速道路料金等の実費を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議に応じ、コスト上昇分を運賃・料金に適切に転嫁する。

⑨ 下請取引の適正化

運送契約の相手方の物流事業者（元請事業者）に対し、下請に出す場合、⑤から⑧までについて対応することを求めるとともに、多重下請構造が適正な運賃・料金の収受を妨げる一因となることから、特段の事情なく多重下請による

運送が発生しないよう留意する。

■輸送・荷役作業等の安全の確保

⑩ 異常気象時等の運行の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行わないこと、また、運転者等の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重することを基本とする。

(2) 実施することが推奨される事項

■物流業務の効率化・合理化

① 物流事業者との連携

荷主事業者の工場において一定の曜日・時間帯等に搬出トラックが集中する傾向があることによって荷待ち時間の繁閑が恒常的に発生しているという実態が工場の所在する地区によっては見られることから、これを平準化することが荷待ち時間削減のための基本的な課題である。

このため、次のような対策を中心に、各荷主事業者の実情に応じた取組を一層推進する。

○リアルタイムでの工場の出荷状況（webカメラで撮影した工場の混雑状況を含む）や、出荷予定時間と実際の引取時間の状況・引取予約時間の全体的な状況等を、運送業者やそのドライバーに情報提供すること

○予約システムを導入するとともに、可能であれば一般の搬出レーンとは別に予約用のレーンを設けたり、web受注システムと予約システムを連動させる工夫をすること

○更に、以上のシステムを荷主事業者間・取引運送業者間で極力共通のアプリケーションにより運営できるようにすること

ただし、これらの対策が実効性を発揮するためには、情報を受け取る運送業者の側においてもその情報内容に応じて配車を調整する柔軟性や、システムによる予約内容の履行に最大限協力する姿勢が求められるとともに、荷主事業者側でも予約内容が履行できない場合のバックアップ体制を整備しておくことも求められる。

このため、荷主事業者の業界団体として、これらの対策の実効性を上げるための協力を運送業者側に依頼するための活動を併せて積極的に進める。

② 飼料タンクセンサーの設置

配送先の顧客からの発注を効率化するため、飼料タンクセンサーの設置を推進する。

③ パレットの活用

紙袋による配送に係る荷役作業を効率化するため、パレットの活用を推進する。

④ 入出荷業務の効率化に資する機材等の配置

工場における搬出の平準化に向けて、必要に応じて出荷開始時間の前倒しなどにより引き取り時間枠を調整するとともに、それに伴って、人員配置や機材配置の変更など柔軟な受入れ態勢を整備する。

⑤ 共同 SP の設置による輸送の効率化

トラック輸送を効率化し、トラック運転者の拘束時間を削減するため、長距離輸送における共同 SP の設置を検討する。

⑥ 共同輸配送の推進等による積載率の向上

貨物の輸送単位が小さい場合には、他の荷主事業者との連携や物流事業者への積合せ輸送の実施により、積載率の向上を検討する。

■ 運送契約の適正化

⑦ 物流事業者等との協議

運賃と料金を含む運送契約の条件に関しても、取引先の運送業者やその業界、配送先の顧客との情報交換・協議、行政庁に対する必要な働きかけ、荷主事業者の工場がある地区ごとの同業者との情報交換等に積極的に取り組む。

⑧ 高速道路の利用

トラック運転者の拘束時間を削減するため、高速道路の利用も選択肢とするが、その料金については、物流問題の重要性に鑑みて行政による負担軽減措置の導入を期待する。

■ 輸送・荷役作業等の安全の確保

⑨ 荷役作業時の安全対策

荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するため、安全な作業手順の明示、安全通路の確保、足場の設置等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合の損害賠償責任を明確化する。

2. 発荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項

■ 物流業務の効率化・合理化

① 出荷に合わせた生産・荷造り等

出荷時の順序や荷姿を想定した生産・荷造り等を行い、荷役時間を短縮する。

② 運送を考慮した出荷予定時刻の設定

トラック運転者が輸配送先まで適切に休憩を取りつつ運行することが可能なスケジュールが組めるような出荷予定時刻を設定する。

(2) 実施することが推奨される事項

■物流業務の効率化・合理化

③ 出荷情報等の事前提供

貨物を発送する場合に、物流事業者や着荷主事業者の準備時間を確保するため、出荷情報等を早期に提供する。

④ 発荷主事業者側の施設の改善

荷待ち・荷役作業等の時間の削減に資するよう、倉庫等の物流施設の集約、新設・増設、レイアウト変更等、必要な改善に取り組む。

⑤ 出荷の平準化

荷主事業者の工場において一定の曜日・時間帯等に搬出トラックが集中する傾向があることによって荷待ち時間の繁閑が恒常的に発生しているという実態が工場の所在する地区によっては見られることから、これを平準化することが荷待ち時間削減のための基本的な課題との認識の下に取り組を進める。

3. 着荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項

■物流業務の効率化・合理化

① 納品リードタイムの確保

発荷主事業者や物流事業者の準備時間を確保し、輸送手段の選択肢を増やすために、発注から納品までの納品リードタイムを十分に確保するよう努める。

(2) 実施することが推奨される事項

■物流業務の効率化・合理化

① 発注の適正化

発荷主と協議し、納品量、頻度、納品時期の適正化、物量等に応じた必要な荷受け場所の改善等を検討する。